

平成28年度畜産・酪農対策に関する政策提案

平成27年12月
全国農業協同組合中央会

わが国の畜産・酪農をめぐる情勢は、生産コストの高止まりにより経営継続が厳しさを増し、高齢化が進展するなかで、労働負担の増大や離農の増加、後継者不足による経営中止などにより、生産基盤の縮小に歯止めがかからない状況となっている。

T P P交渉は畜産・酪農分野について国境措置の大幅な引き下げを含む内容で大筋合意され、生産現場では将来に対する非常に強い不安が広がっており、生産者の生産・投資意欲や将来の担い手の就農意欲の減退を招くなどの影響を与えかねない状況となっている。

J Aグループにおいては、農業所得の増大・農業生産の拡大に向け、新技術の活用促進や効率的な飼養管理方法の普及による生産性向上、輸出の取り組みの促進等による需要創造、直売所における精肉販売の展開等による販売力強化、畜産経営診断士などの人材育成等による経営指導強化、畜産経営継承支援による生産基盤の維持・拡大、畜産クラスターへの参画等を通じた担い手支援等に取り組んでいる。

今後も国産畜産物を安定供給し、競争力ある持続的な畜産・酪農経営を実現するためには、国による生産者の取り組みの後押しや、生産者が将来を展望し計画的に前向きな取り組みをすすめることができる環境づくりが必要である。

このため、『総合的なT P P関連政策大綱』の具体化をはかるとともに、平成28年度畜産・酪農対策の決定にあたっては、万全な畜産・酪農政策価格の決定と、生産現場の実態に基づいた対策の実現が必要である。

記

1. 将来を展望できる施策の検討と具体化

- 『総合的なT P P関連政策大綱』において示された経営安定対策の充実や、畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトをはじめとする畜産・酪農対策については、家族経営を含めた地域の多様な畜産・酪農生産者が将来を展望し計画的に意欲をもって経営を継続できる観点から、具体化をはかり、次年度以降も継続・発展・拡充していく方向をめざすこと。
- 来年秋を目途に政策の具体的内容を詰めるにあたっては、中長期視点に立ち、多様な観点から検討・検証を行い、経営所得を確保・向上できる万全の経営安定対策等を確立すること。

2. 万全な畜産物政策価格の決定

- 加工原料乳生産者補給金は、生産性向上などの取り組みに応え、今後も生産現場が意欲をもって生産できる交付単価と需要をふまえた適切な交付対象数量とすること。
また、液状乳製品向け生乳の補給金制度への追加については、早急に関連政省令を整備するなど制度の見直しをはかること。
- 肉用子牛生産者補給金の保証基準価格について、再生産可能な所得を確保できる支援水準とすること。

3. 畜産・酪農経営の再生産を確保できる経営安定対策の確立

- 肉用牛肥育経営安定特別対策（新マルキン）事業については継続するとともに、法制化し補てん割合を引き上げるなど、拡充に向けた見直しの具体化を早急にすすめること。
- 肉用子牛の高騰が続くことが想定されるなか、肉用牛肥育経営の資金繰りに資する対策を講じること。
- 肉用牛繁殖経営支援事業については事業を継続し、適正な発動基準とするとともに、肉用子牛生産者補給金とあわせ、肉用子牛生産者の経営の安定をはかる制度への見直しをすすめること。
- 養豚経営安定対策事業については、法制化し補てん割合・拠出金の国の負担割合を引き上げるなど、拡充に向けた見直しの具体化を早急にすすめること。
- 都府県酪農を含め酪農経営が安定的に経営を継続するため、所得補償の観点から将来にわたり再生産が可能となるよう、飼料生産型酪農経営支援事業の仕組みの拡充により飼料作物の作付や利用を促進することをはじめ、酪農経営の安定をはかるための対策を講じること。

4. 畜産・酪農生産基盤の維持・拡大や、生産性向上など生産者の取り組みを後押しする支援の拡充

- 生産基盤の維持・拡大ならびに収益力・競争力の強化をはかるため、畜産クラスター関連事業について、要件緩和を含め現場の実態をふまえ事業を拡充するとともに、家族経営を含めた地域の多様な担い手が広く計画的に投資に取り組めるよう、安定的かつ十分な支援を講じること。

また、規模拡大や施設整備等の大規模な投資を促進する資金調達や債務保証の仕組みの充実をはかること。

- 生産基盤の早急な回復ならびに生産性の向上をはかるため、ICT（情報通信技術）を活用した繁殖性の向上や事故率低減の取り組み、計画的な乳用後継雌牛の確保や供用期間の延長、和牛受精卵移植を活用した和子牛生産の促進、増頭や暑熱対策、優良な種豚の導入、ヘルパーの活用等に関する支援を講じること。
- 担い手の確保をはかるため、機械・畜舎等の整備、新規就農にかかる複数年にわたる家畜導入への支援など、新規就農者・後継者の確保・育成への支援を講じること。
- 国内生産が可能な自給飼料について増産をはかり、畜産・酪農経営の安定をはかるため、コントラクターやTMRセンターの活用、地域実態に応じた国産飼料の増産、地域間のマッチング、飼料用米の利用・保管にかかる体制整備など、国産飼料の活用拡大に向けた取り組みへの支援を講じること。
- 飼料穀物の輸送コストの削減により、配合飼料価格の低減に資するため、国際規格のバルク流通にむけた港湾整備などのインフラ整備への支援を講じること。

5. 畜産・酪農の収益性向上に資する環境整備等

- 生乳入札取引については、生産者や乳業者、牛乳乳製品の安定供給に与える影響が懸念されることから、慎重な検証を行うこと。
また、入札取引の試行的な実施に際し、需給状況の変化等による取引価格の下落が酪農経営に影響を与えないよう、需給調整対策を含めた万全の対策を講じること。
- 生乳の取引において、量販店のバイイングパワーが増すなかで、適正な乳価ならびに、衛生管理の高度化や生乳需給の構造変化をふまえた生乳処理体制を実現するため、乳業工場の計画的な再編の促進への支援を講じること。また、集送乳車の大型化、クーラーステーションの再編などへの支援を講じること。
- 国内外における国産畜産物の安全確保や消費者の信頼確保、輸出拡大をはかるため、原発事故による風評被害を含め各国の輸入規制や非関税障壁の撤廃・緩和に向けた戦略的な働きかけをすすめ、水際対策など家畜防疫対策を徹底するとともに、食肉センターの整備への支援を講じること。
- 国産農畜産物の消費拡大と付加価値向上をはかるため、原料原産地表示の外食・インストア加工への適用や加工食品における対象拡大など、消費者の選択に資する分かりやすい表示制度を構築すること。
- 地域の特色ある飼料資源の活用や品種の育成によるブランド化への支援や国産畜産物を使用した商品開発への支援など、国産需要を創出する取り組みへの支援を講じること。

以上

平成28年度畜産・酪農対策に関する 政策提案説明資料



平成27年12月
全国農業協同組合中央会

1. 将来を展望できる施策の検討と具体化

- 『総合的なT P P 関連政策大綱』において示された経営安定対策の充実や、畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトをはじめとする畜産・酪農対策については、家族経営を含めた地域の多様な畜産・酪農生産者が将来を展望し計画的に意欲をもって経営を継続できる観点から、具体化をはかり、次年度以降も継続・発展・拡充していく方向をめざすこと。
- 来年秋を目途に政策の具体的内容を詰めるにあたっては、中長期視点に立ち、多様な観点から検討・検証を行い、経営所得を確保・向上できる万全の経営安定対策等を確立すること。

<現状と課題>

- わが国畜産・酪農経営は高齢化や離農の増加、後継者不足による生産基盤の縮小に歯止めがかからず、子牛価格の高騰や乳製品の追加輸入の実施など、とりわけ肉用牛繁殖および酪農生産基盤の立て直しが最重要課題となっている。
- 肉用牛繁殖および酪農生産基盤の縮小や生産コストの高止まり等の課題に加え、T P P の大筋合意により、畜産・酪農分野において将来的に国境措置が大幅に引き下げられることから、現場では将来に対する非常に強い不安が広がっている。
- 政府においては、生産者の不安を払拭し、希望をもって経営できるよう、『総合的なT P P 関連政策大綱』を取りまとめ、国内対策に取り組むこととしている。

<対応方向>

- 国産畜産物を安定供給し、競争力ある持続的な畜産・酪農経営を実現するためには、国による生産者の取り組みの後押しや、生産者が将来を展望し前向きな取り組みをすすめることができる環境づくりが必要である。
- 『総合的なT P P 関連政策大綱』に示された経営安定対策の充実や、畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトなどの対策について、家族経営を含めた地域の多様な畜産・酪農生産者が将来を展望し、意欲をもって経営を継続できる観点から、具体化をはかるとともに、次年度以降も継続・発展・拡充していくことが必要である。
- 来年秋を目途に政策の具体的内容を詰めることとされている対策については、中長期視点に立ち、多様な観点から検討・検証を行い、経営所得を確保・向上できる万全の経営安定対策等を確立することが必要である。

【総合的なＴＰＰ関連政策大綱（畜産・酪農関係部分抜粋）】

（１）農林水産業

①攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）

関税削減による長期的な影響が懸念される中で、農林漁業者の将来への不安を払拭し、経営マインドを持った農林漁業者の経営発展に向けた投資意欲を後押しする以下の対策を集中的に講ずる。

○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図る。

○高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

米・牛肉・青果物・茶・林産物・水産物など重点品目の全てで輸出先国の関税が撤廃される中、高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大、輸出阻害要因の解消、６次産業化・地産地消による地域の収益力強化等により、攻めの農林水産業を推進する。

②経営安定・安定供給のための備え（重要５品目関連）

関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、ＴＰＰ協定発効後の経営安定に万全を期すため、生産コスト削減や収益性向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、協定発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講ずる。

○牛肉・豚肉・乳製品

国産の牛肉・豚肉、乳製品の安定供給を図るため、畜産・酪農の経営安定対策を以下のとおり充実する。

- ・肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）及び養豚経営安定対策事業（豚マルキン）を法制化する。
- ・牛・豚マルキンの補填率を引き上げるとともに（８割→９割）、豚マルキンの国庫負担水準を引き上げる（国１：生産者１→国３：生産者１）。
- ・肉用子牛保証基準価格を現在の経営の実情に即したものに直す。
- ・生クリーム等の液状乳製品を加工原料乳生産者補給金制度の対象に追加し、補給金単価を一本化（※）した上で、当該単価を将来的な経済状況の変化を踏まえ適切に見直す。

※ 準備が整い次第、協定発効に先立って実施。

（２）食の安全・安心

ＴＰＰ協定により、我が国の食の安全・安心が脅かされることはないが、我が国への海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、引き続き、国際基準や科学的な根拠を踏まえ、リスクコミュニケーション推進も含めた必要な措置を適切に実施する。

○原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行う。

今後の対応

（略）

○農林水産分野の対策の財源については、ＴＰＰ協定が発効し、関税削減プロセスが実施されていく中で将来的に麦のマークアップや牛肉の関税が減少することにも鑑み、既存の農林水産予算に支障を来さないよう政府全体で責任を持って毎年の予算の編成過程で確保するものとする。

また、機動的・効率的に対策が実施されることにより生産現場で安心して営農ができるよう、基金など弾力的な執行が可能となる仕組みを構築するものとする。

（略）

○（・・・略）また、農林水産業の成長産業化を一層進めるために必要な戦略、さらに、我が国産業の海外展開・事業拡大や生産性向上を一層進めるために必要となる政策については、平成２８年秋を目途に政策の具体的内容を詰める。

2. 万全な畜産物政策価格の決定

(1) 加工原料乳生産者補給金

- 加工原料乳生産者補給金は、生産性向上などの取り組みに応え、今後も生産現場が意欲をもって生産できる交付単価と需要をふまえた適切な交付対象数量とすること。

また、液状乳製品向け生乳の補給金制度への追加については、早急に関連政省令を整備するなど制度の見直しをはかること。

<現状と課題>

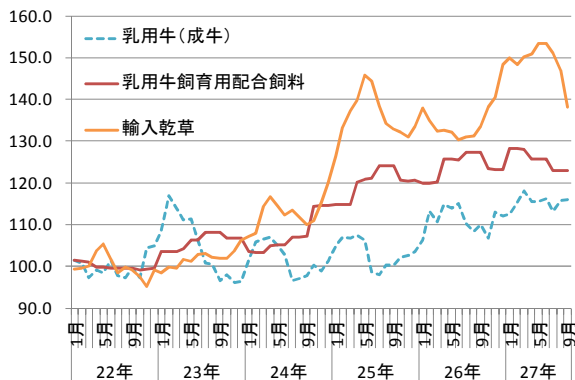
- 酪農経営の生産コストは、配合飼料価格の高止まりや輸入乾草の価格上昇、初妊牛価格の上昇などにより高止まりで推移しており、厳しい状況が継続している。また、子牛（副産物）価格が高水準であることが収益性の改善に一定貢献しているが、こうした傾向が何時まで続くのかは不透明であり、不安定な経営実態にある。
- 生乳生産が一定回復するものの、生乳需給が引き続きひっ迫傾向で推移するなか、実需者ニーズに応じてバター・脱脂粉乳用途への優先配乳が行われた結果、液状乳製品、チーズ向け原料乳が不足する傾向にあり、これら乳製品向け生乳内の需給調整が課題となっている。
- また、T P Pの大筋合意により、将来的に乳製品の国境措置が引き下げられ、輸入品との置き換えによる国産乳製品需要の低下や、低価格な輸入品の増加による乳製品向け生乳取引価格の低下などが懸念される。
- とりわけ、チーズについては、将来的な関税の引き下げ・撤廃により、現行のプロセスチーズ原料用ナチュラルチーズの抱合せ需要の減少や、これにともなう国産チーズ需要の低下とチーズ向け生乳取引価格の低下が懸念される。
- 『総合的なT P P関連政策大綱』においては、生クリーム等の液状乳製品を加工原料乳生産者補給金制度の対象に追加し、補給金単価を一本化したうえで、適切な水準に見直すこととしている。なお、見直し時期についてはT P P協定の発効に先立って、準備が整い次第実施することとしている。

<対応方向>

- 加工原料乳生産者補給金については、現場の実感や生産性向上の取り組み、今後の生産コストの変動を十分に勘案し、生産現場が意欲をもって生産できる交付単価とするとともに、適切な交付対象数量とする必要がある。
- また、乳製品向け生乳全体で円滑な需給調整を行う観点からも、液状乳製品の加工原料乳生産者補給金制度への追加について、早急に関連政省令等の見直しをすすめる必要がある。

【生産コストの推移】

価格指数(平成22年=100)



資料：農水省「農業物価統計」

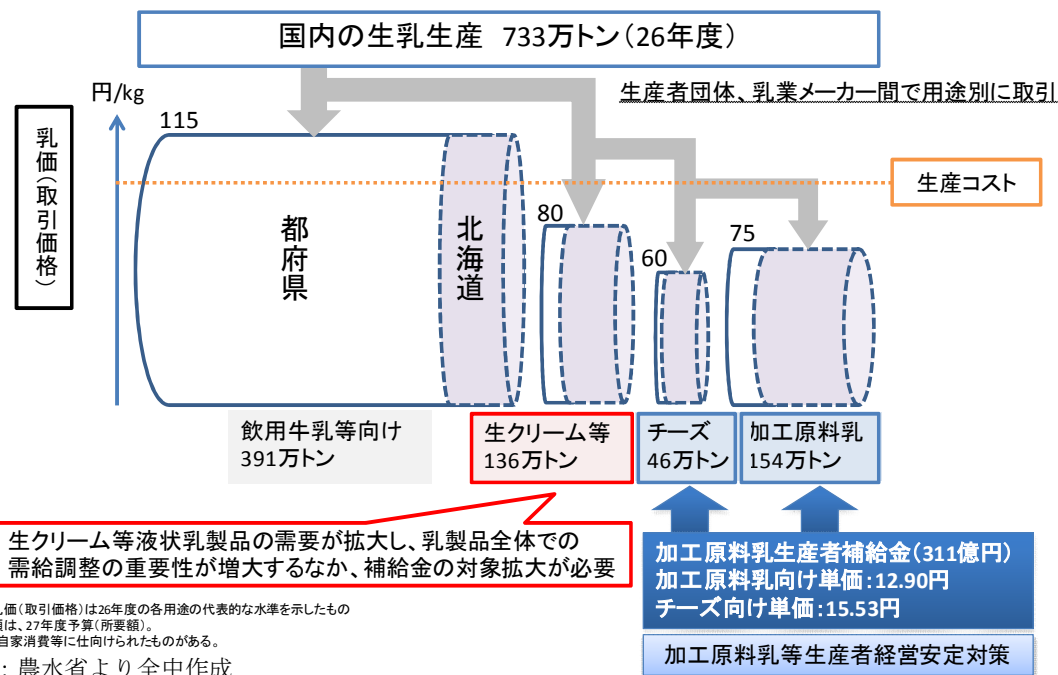
【生乳生産量の推移】

単位：万トン、%

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度 (4-9月)
生産量	753(▲1.5) (北海道▲0.1、 都府県▲2.5)	761(+1.0) (北海道+1.0、 都府県+1.0)	745(▲2.1) (北海道▲2.1、 都府県▲2.1)	733(▲1.6) (北海道▲0.7、 都府県▲2.4)	373(+0.9) (北海道+1.4、 都府県+0.3)
牛乳等向け処理量	408(▲0.7)	401(▲1.8)	396(▲1.1)	391(▲1.4)	202(+0.8)
乳製品向け処理量	339(▲1.8)	354(+4.5)	343(▲3.2)	336(▲1.9)	168(+1.1)
うち加工原料乳	163(▲9.2)	178(+8.1)	160(▲8.1)	154(▲4.1)	79(+6.6)
うちチーズ	50(+0.3)	48(▲2.2)	48(+4.0)	46(▲3.3)	22(▲8.2)
うちクリーム等	125(+7.3)	128(+2.1)	130(+1.7)	132(+2.0)	65(▲1.5)

資料：農水省 () 内の数字は対前年度

【国内の生乳生産と酪農経営安定対策】



【総合的なTPP関連政策大綱(関連部分抜粋)】

②経営安定・安定供給のための備え(重要5品目関連)

○牛肉・豚肉・乳製品

国産の牛肉・豚肉、乳製品の安定供給を図るため、畜産・酪農の経営安定対策を以下のとおり充実する。

- ・生クリーム等の液状乳製品を加工原料乳生産者補給金制度の対象に追加し、補給金単価を一本化(※)した上で、当該単価を将来的な経済状況の変化を踏まえ適切に見直す。

※ 準備が整い次第、協定発効に先立って実施。

（２）肉用子牛対策

- 肉用子牛生産者補給金の保証基準価格について、再生産可能な所得を確保できる支援水準とすること。

＜現状と課題＞

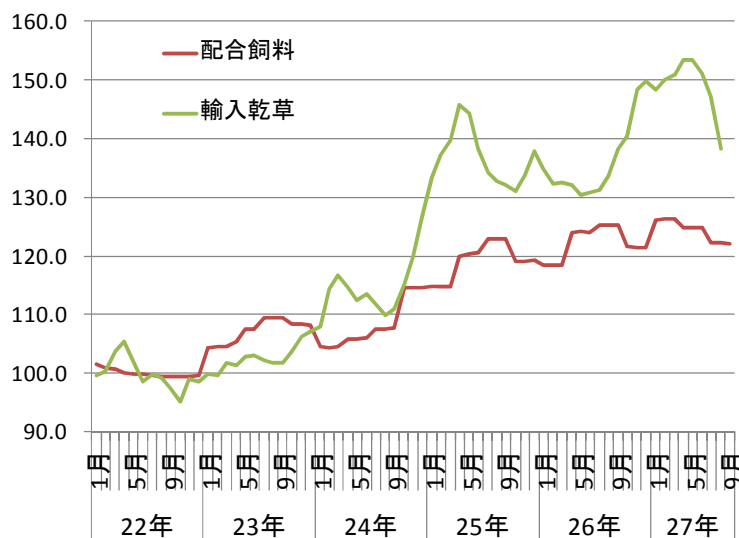
- 肉用子牛生産者補給金制度は、牛肉の輸入に係る事情の変化が肉用子牛の価格等に及ぼす影響に対処するため、肉用子牛の価格が下落し、肉用子牛の再生産を確保することを旨として定められた保証基準価格を下回った場合に、生産者補給金を交付することにより、肉用子牛生産の安定をはかる制度として措置されている。
- 肉用牛繁殖経営の戸数や子取り用雌牛・子牛取引頭数が減少する一方、飼料費等の上昇や高止まりにより、肉用牛の繁殖・育成経営の生産コストは上昇している。
- T P Pの大筋合意により、将来的に輸入牛肉の関税が大幅に引き下げられることから、国内の牛肉相場の下落を招き、肥育経営の悪化が懸念される。肥育経営の経営悪化による子牛購買力の低下は、肥育もと牛を生産する繁殖農家、酪農家の経営悪化へと波及することが懸念され、わが国肉用牛生産基盤の一層の弱体化が懸念される。
- 『総合的なT P P関連政策大綱』においては、肉用子牛生産者補給金の保証基準価格について、T P P協定発効に合わせて現在の経営の実情に即したものと見直すこととしている。

＜対応方向＞

- 肉用子牛生産者補給金については、飼料費等の上昇や高止まり、肥育経営の悪化により、肉用牛の繁殖・育成牛経営の悪化が懸念されること等から、肉用子牛生産者が安定的に経営を継続できるよう、平成28年度の保証基準価格について再生産可能な所得を確保できる支援水準とすることが必要である。

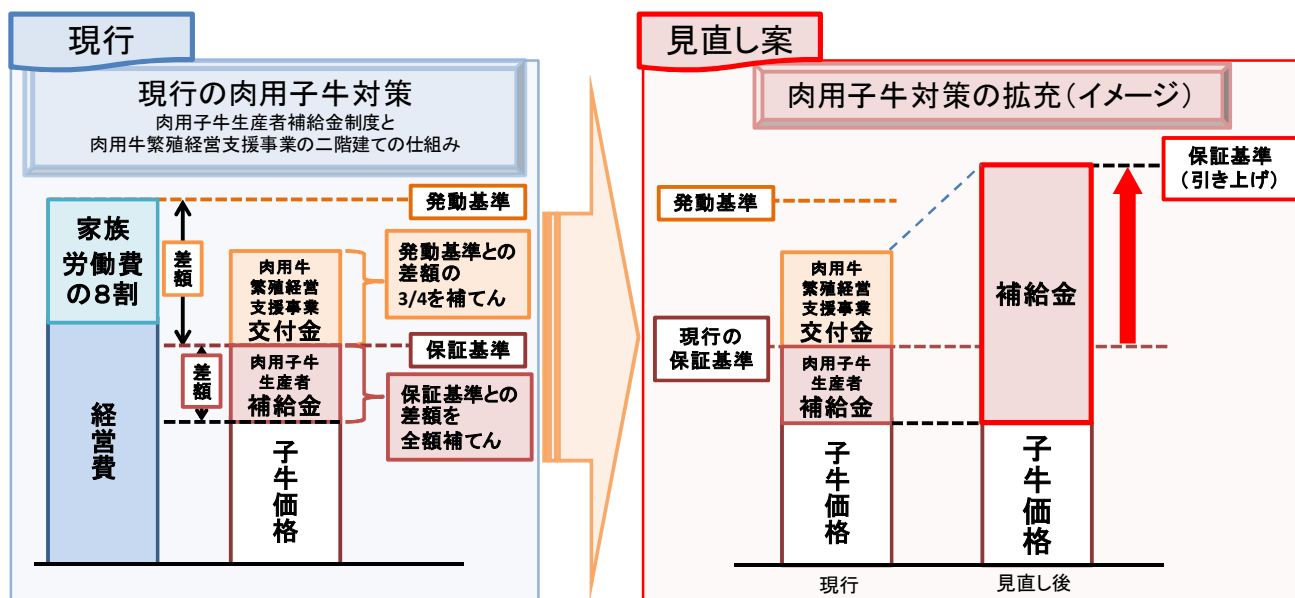
【繁殖経営の主な生産コストの推移】

価格指数(平成22年=100)



資料：農水省「農業物価統計」

【肉用子牛対策の拡充（イメージ）】



品種	①黒毛和種	②褐毛和種	③その他肉専用種	④乳用種	⑤交雑種
発動基準	42万円	38万円	28万円		
保証基準	33.2万円	30.3万円	21.7万円	13万円	19.9万円

発動基準：経営費＋家族労働費の8割

保証基準：牛肉輸入自由化にともなう子牛価格への影響を緩和することを目的として国が保証する価格

資料：全中作成

【総合的なTPP関連政策大綱（関連部分抜粋）】

②経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）

○牛肉・豚肉・乳製品

・肉用子牛保証基準価格を現在の経営の実情に即したのに見直す。

3. 畜産・酪農経営の再生産を確保できる経営安定対策の確立

(1) 肉用牛肥育経営

- 肉用牛肥育経営安定特別対策（新マルキン）事業については継続するとともに、法制化し補てん割合を引き上げるなど、拡充に向けた見直しの具体化を早急にすすめること。
- 肉用子牛の高騰が続くことが想定されるなか、肉用牛肥育経営の資金繰りに資する対策を講じること。

<現状と課題>

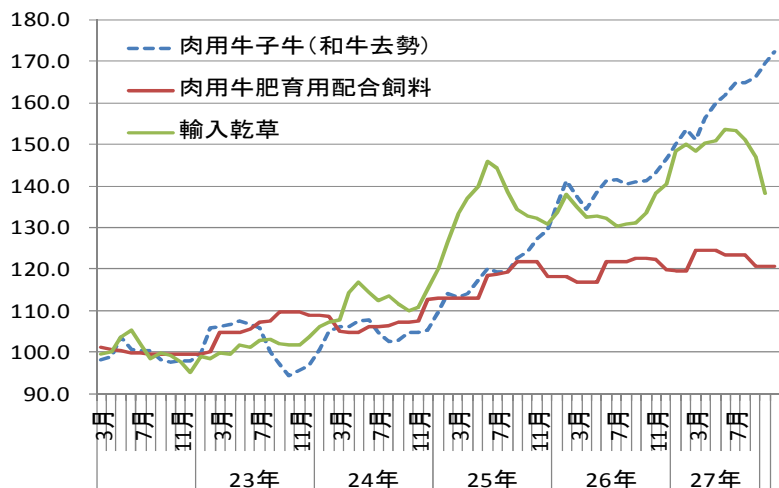
- 肉用牛肥育経営は、子牛価格の高騰や飼料価格の高止まりなどにより、採算の確保が困難な状況に陥っている。
また、これにともなう資金繰り等の問題から、規模拡大に向けた投資などに支障が生じている。
- TPPの大筋合意により、将来的に輸入牛肉の関税が大幅に引き下げられ、低価格な輸入牛肉の増加により、直接的な競合が想定される乳用種だけでなく、交雑種・和牛も含めた国産牛肉全体の価格下落が懸念される。
- 『総合的なTPP関連政策大綱』においては、新マルキンについて、TPP協定発効にあわせて法制化するとともに、補てん率を8割から9割へ引き上げることとしている。

<対応方向>

- 肉用牛肥育経営安定特別対策（新マルキン）事業については、子牛価格の高騰に加え、輸入牛肉の増加による国産牛肉の価格下落が懸念されるなか肉用牛肥育経営が安定的に経営を継続できるよう、事業を継続することが必要である。
あわせて、生産者が将来を展望し、計画的に前向きな取り組みをすすめることができるよう、法制化や補てん割合の引き上げなど、拡充に向けた見直しの具体化を早急にすすめることが必要である。
- 繁殖基盤の拡大による子牛需給のひっ迫解消には一定の期間がかかる想定されるなか、資金繰りに資する対策が必要である。

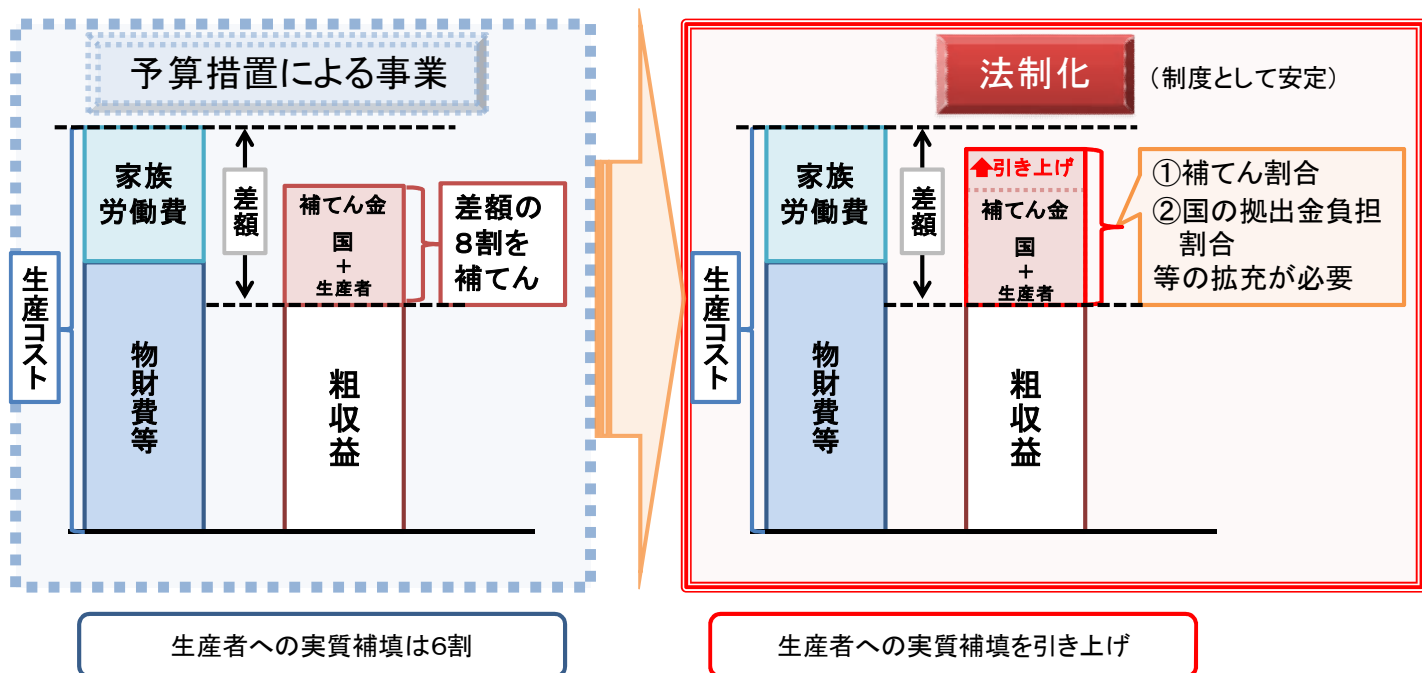
【肥育経営の主な生産コストの推移】

価格指数（平成22年=100）



資料：農水省「農業物価統計」

【肉用牛肥育経営安定対策の拡充・法制化（イメージ）】



- 仕組み：粗収益（一頭あたり）と生産費の差額の8割を補てん
- 財源：積立金（生産者：国＝1：3）
- 事業実施期間：3か年

資料：全中作成

【総合的なTPP関連政策大綱（関連部分抜粋）】

②経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）

○牛肉・豚肉・乳製品

国産の牛肉・豚肉、乳製品の安定供給を図るため、畜産・酪農の経営安定対策を以下のとおり充実する。

- ・肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）及び養豚経営安定対策事業（豚マルキン）を法制化する。
- ・牛・豚マルキンの補填率を引き上げるとともに（8割→9割）、豚マルキンの国庫負担水準を引き上げる（国1：生産者1→国3：生産者1）。

（２）肉用牛繁殖経営

- 肉用牛繁殖経営支援事業については事業を継続し、適正な発動基準とするとともに、肉用子牛生産者補給金とあわせ、肉用子牛生産者の経営の安定をはかる制度への見直しをすすめること。

＜現状と課題＞

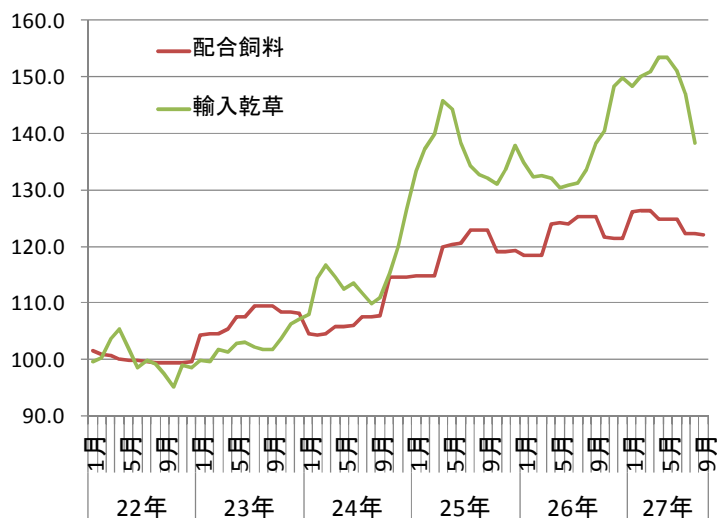
- 肉用牛繁殖経営支援事業は、肉用牛繁殖経営（黒毛和種、褐毛和種、その他肉専用種）が子牛出荷までの生産期間が長いことため資本回転率が低く多額の運転資金を必要とし、子牛価格の変動の影響を受けやすいことをふまえ、肉用牛繁殖経営の安定をはかるため、肉用子牛生産者補給金制度を補完する事業として措置されている。
- 肉用牛繁殖経営の戸数や子取り用雌牛・子牛取引頭数が減少する一方、飼料費等の上昇や高止まりにより、肉用牛の繁殖・育成経営の生産コストは上昇している。
- T P Pの大筋合意により、将来的に輸入牛肉の関税が大幅に引き下げられることから、国内の牛肉相場の下落を招き、肥育経営の悪化が懸念される。肥育経営の経営悪化による子牛購買力の低下は、肥育もと牛を生産する繁殖農家、酪農家の経営悪化へと波及することが懸念され、わが国肉用牛生産基盤の一層の弱体化が懸念される。
- 『総合的なT P P 関連政策大綱』においては、肉用子牛生産者補給金の保証基準価格について、T P P 協定発効に合わせて現在の経営の実情に即したのに見直すこととしている。

＜対応方向＞

- 肉用牛繁殖経営支援対策事業については、飼料費等の上昇や高止まり、肥育経営の悪化により、肉用牛の繁殖・育成牛経営の悪化が懸念されること等から、肉用子牛生産者が安定的に経営を継続できるよう、事業を継続し、生産コストの動向をふまえた発動基準として設定するとともに、肉用子牛生産者補給金制度とあわせ、肉用子牛の再生産の確保と繁殖経営の安定をはかる制度への見直しをすすめる必要がある。

【繁殖経営の主な生産コストの推移】

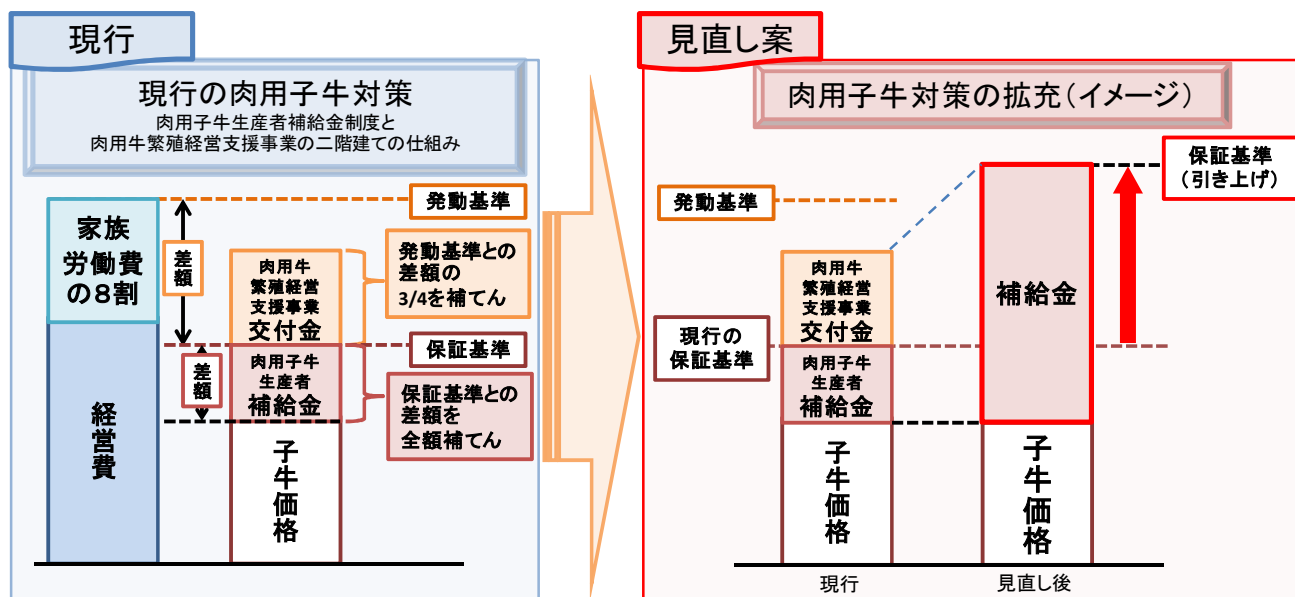
価格指数(平成22年=100)



資料：農水省「農業物価統計」

飼料費の高止まりにより生産コストは高水準で推移。

【肉用子牛対策の拡充（イメージ）】



品種	①黒毛和種	②褐毛和種	③その他肉専用種	④乳用種	⑤交雑種
発動基準	42万円	38万円	28万円		
保証基準	33.2万円	30.3万円	21.7万円	13万円	19.9万円

発動基準：経営費＋家族労働費の8割

保証基準：牛肉輸入自由化にともなう子牛価格への影響を緩和することを目的として国が保証する価格

資料：全中作成

(3) 養豚経営

- 養豚経営安定対策事業については、法制化し補てん割合・拠出金の国の負担割合を引き上げるなど、拡充に向けた見直しの具体化を早急にすすめること。

<現状と課題>

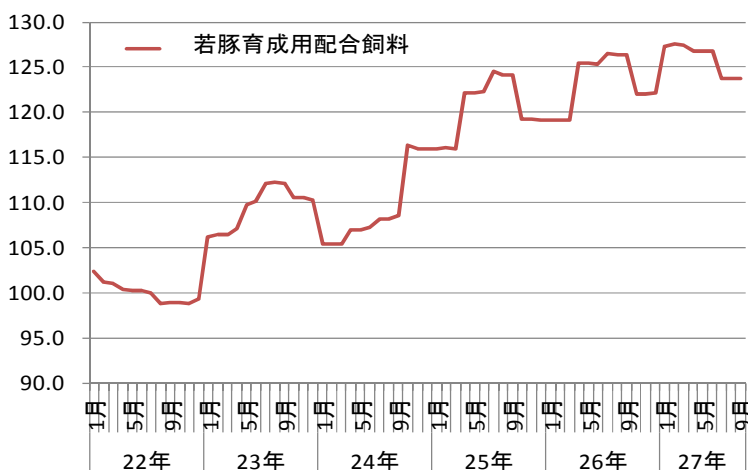
- 養豚経営の生産コストは上昇しているものの、枝肉価格も例年を上回って推移している。25年度から直近の27年度第2四半期にかけて、養豚経営安定対策は発動していない。
- TPPの大筋合意により、将来的に豚肉は差額関税の従量税の大幅な引き下げや従価税が撤廃され、豚肉調製品についても関税が撤廃されることから、安価な輸入豚肉・豚肉調製品の増加により、国内豚肉相場の下落や国産豚肉需要の置き換えが懸念される。
- 『総合的なTPP関連政策大綱』においては、養豚経営安定対策事業について、TPP協定発効にあわせて法制化するとともに、補てん率を8割から9割へ引き上げ、積立金への国庫負担水準についても新マルキンと同様に国3：生産者1へ引き上げることとしている。

<対応方向>

- 養豚経営安定対策事業については、安価な輸入豚肉・豚肉調製品の増加により相場の下落や需要の置き換えなど、国内養豚農家への影響が懸念されるなか、養豚経営が安定的に経営を継続するとともに、生産者が将来を展望し、計画的に前向きな取り組みをすすめることができるよう、法制化や補てん割合ならびに積立金への国の負担割合の引き上げなど、拡充に向けた見直しの具体化を早急にすすめることが必要である。

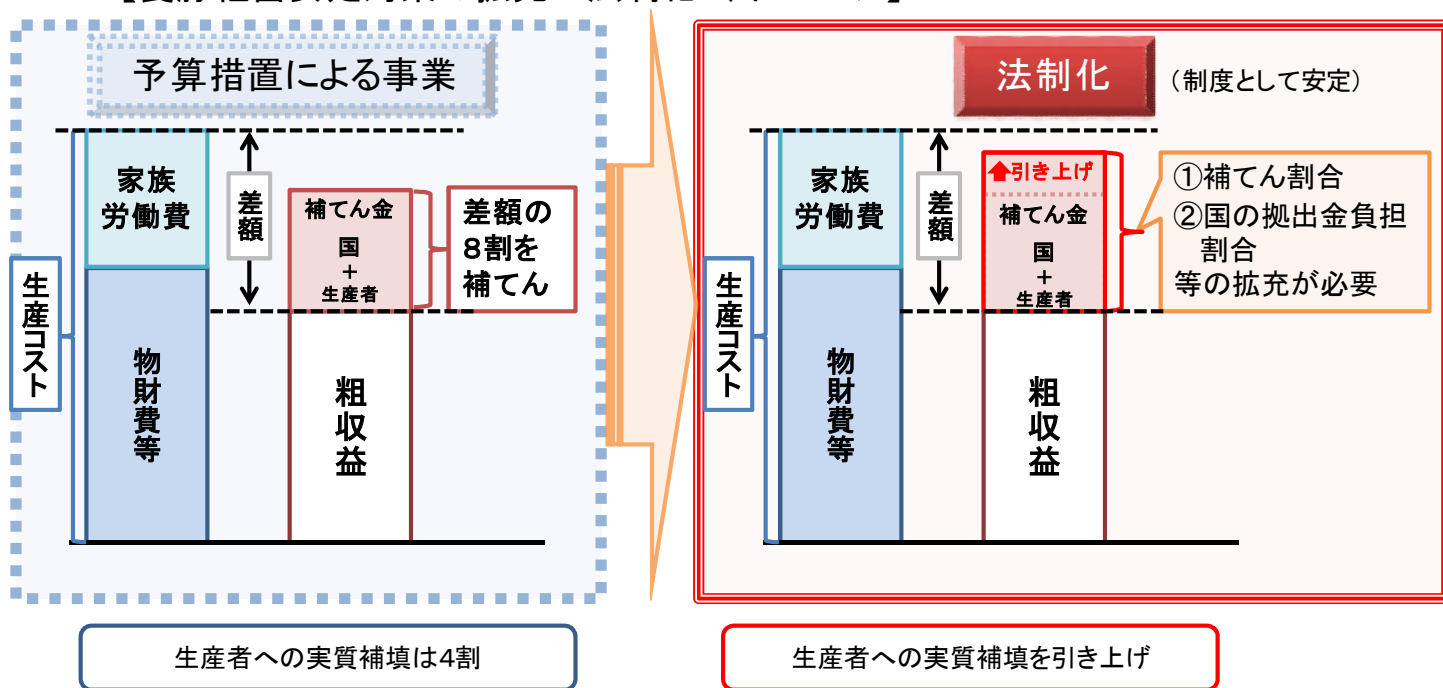
【養豚経営の主な生産コストの推移】

価格指数(平成22年=100)



資料：農水省「農業物価統計」

【養豚経営安定対策の拡充・法制化（イメージ）】



- 仕組み：粗収益（一頭あたり）と生産費の差額の8割を補てん
- 財源：積立金（生産者：国＝1：1）
- 事業実施期間：3か年

資料：全中作成

【総合的なT P P 関連政策大綱（関連部分抜粋）】

②経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）

○牛肉・豚肉・乳製品

国産の牛肉・豚肉、乳製品の安定供給を図るため、畜産・酪農の経営安定対策を以下のとおり充実する。

- ・肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）及び養豚経営安定対策事業（豚マルキン）を法制化する。
- ・牛・豚マルキンの補填率を引き上げるとともに（8割→9割）、豚マルキンの国庫負担水準を引き上げる（国1：生産者1→国3：生産者1）。

(3) 酪農経営

- 都府県酪農を含め酪農経営が安定的に経営を継続するため、所得補償の観点から将来にわたり再生産が可能となるよう、飼料生産型酪農経営支援事業の仕組みの拡充により飼料作物の作付や利用を促進することをはじめ、酪農経営の安定をはかるための対策を講じること。

<現状と課題>

- 生乳生産コストの増大や、規模拡大・高齢化による労働負荷の限界などが顕在化するなかで、酪農経営は離農に歯止めがかからない状況となっている。
- 生乳取引価格については、量販店等流通業界での価格転嫁の判断が取引価格に与える要因が大きく、厳しい交渉を余儀なくされている。近年は生産コストの増加等をふまえ引き上げで決定されているが、経営継続のために反復・継続的に投資できる水準の所得の確保が課題となっている。
- 為替の変動等により配合飼料や輸入粗飼料など、飼料価格が高止まりで推移し、酪農経営の収益性の悪化を招いている。とりわけ都府県の酪農経営における粗飼料自給率は約4割と低い水準にとどまっており、大きな影響を受けている。
- 中央酪農会議が実施した「平成26年度酪農全国基礎調査」(悉皆調査)では、生乳生産拡大の阻害要因として、①労働力不足、②経営者の高齢化、③今後の酪農の飼料価格が不透明、が高い割合で挙げられており、担い手の大宗を占める家族経営の労働力は限界を迎えるなか、外部支援組織の活用等が課題となっていることが示唆されている。
- 飼料生産型酪農経営支援事業については、28年度予算概算要求において、輸入粗飼料の使用量を削減して飼料作付面積を拡大した場合に、拡大分の交付金単価を上乗せすることとして、事業が拡充して要求されている。

<対応方向>

- 量販店の価格転嫁が価格交渉における大きな判断要因となる一方、為替の変動等により、飼料価格が高止まりで推移するなか、酪農生産者が安定的に経営を継続するため、飼料生産型酪農経営支援事業の仕組みの拡充による飼料生産や国産飼料の活用促進など、都府県酪農を含めた酪農経営の安定をはかるための対策を講じる必要がある。

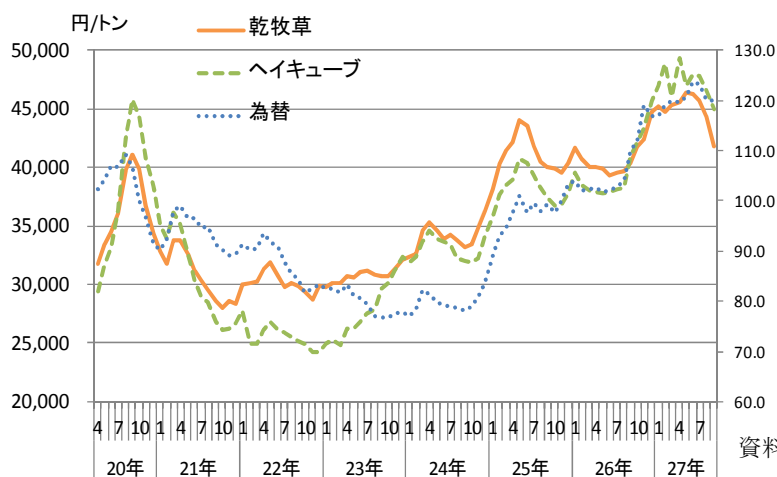
【生乳生産拡大の阻害要因】

単位：％

調査： 平成 26 年	労働力 不足	経営者の 高齢化	今後の 飼料価格が 不透明	今後の 制度・政策が 不透明	設備・機械 不足	資金不足
全国	50.3	26.5	25.6	20.6	19.0	17.2
北海道	57.2	20.4	18.4	28.0	27.3	13.0
都府県	46.2	30.1	29.9	16.2	14.1	19.7

資料：中央酪農会議「平成26年度酪農全国基礎調査」

【輸入粗飼料価格の推移】



資料：農畜産業振興機構より全中作成

【飼料生産型酪農経営支援事業概要】

飼料生産型酪農経営支援事業の概要(28年度概算:70億円 27年度:66億円)

趣旨

- 経営安定対策としての位置づけ
- 自給飼料生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組む酪農経営を支援
- 持続的酪農経営支援事業(H.25～26)の要件・名称が見直され、措置

支援対象者

- ① 飼料作物作付面積が経産牛一頭あたり、北海道:40a/頭、都府県:10a/頭 以上であること
 - ② 環境負荷軽減の取り組み*を実施すること 等
- *堆肥の適正還元、耕畜連携、放牧、環境負荷に配慮したデントコーン・ソルガムの生産等

交付金単価

交付金単価=15,000円/ha

資料：全中作成

【飼料生産型酪農経営支援事業の見直しのポイント】

	平成27年度	平成28年度概算要求
見直しのポイント	①とうもろこし等の二期作、二毛作の2年目の面積を交付対象化 ②耕種農家による契約栽培の面積を交付対象化	○ 輸入粗飼料の使用量を削減して飼料作物面積を拡大した面積に応じて、交付金を追加交付(3万円/ha) (面積拡大分については、現行の交付金1.5万円+拡大分に相当する追加交付3万円の合計4.5万円が交付される)

資料：農水省資料より全中作成

27年度に交付対象要件が拡充。
28年度概算要求では交付金単価を上乗せして要求。

4. 畜産・酪農生産基盤の維持・拡大や、生産性向上など生産者の取り組みを後押しする支援の拡充

(1) 生産基盤対策

- 生産基盤の維持・拡大ならびに収益力・競争力の強化をはかるため、畜産クラスター関連事業について、要件緩和を含め現場の実態をふまえ事業を拡充するとともに、家族経営を含めた地域の多様な担い手が広く計画的に投資に取り組めるよう、安定的かつ十分な支援を講じること。
また、規模拡大や施設整備等の大規模な投資を促進する資金調達や債務保証の仕組みの充実をはかること。
- 生産基盤の早急な回復ならびに生産性の向上をはかるため、I C T (情報通信技術) を活用した繁殖性の向上や事故率低減の取り組み、計画的な乳用後継雌牛の確保や供用期間の延長、和牛受精卵移植を活用した和子牛生産の促進、増頭や暑熱対策、優良な種豚の導入、ヘルパーの活用等に関する支援を講じること。
- 担い手の確保をはかるため、機械・畜舎等の整備、新規就農にかかる複数年にわたる家畜導入への支援など、新規就農者・後継者の確保・育成への支援を講じること。

<現状と課題>

①畜産・酪農共通

- わが国の畜産・酪農をめぐる情勢は、離農や後継者不足による生産基盤の縮小に歯止めがかからない状況となっている。
- 地域の畜産・酪農の関係者が連携し、地域ぐるみで収益性の向上をはかるため「畜産クラスター計画」を策定し、これに位置付けられた畜産・酪農経営や飼料生産組織への機械リースや施設整備について国が1/2を支援する事業を実施している。
- 畜産クラスター関連事業については申請が採択されない状況も生じている。また、規模要件や法人化要件、機械リースと施設整備の事業採択の整合性、投資にかかる資金調達など、さまざまな課題が生じている。
- こうした状況のなか、T P P の大筋合意により、畜産・酪農分野については将来的な関税の削減や撤廃、低関税輸入枠の設定など国境措置の大幅な引き下げが行われ、米国、豪州、N Z など畜産・酪農の大輸出国と競争せざるを得ない状況に置かれることから、生産基盤強化・生産性向上など国内畜産・酪農の体質強化が急務となっている。
- 『総合的なT P P 関連政策大綱』においては、体質強化対策として、畜産クラスター事業等の施策の実施により、生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を強化し、畜産・酪農の国際競争力の強化をはかることとしている。

【畜産クラスター関連事業の予算額（要求額）推移】

	26年度 補正予算	27年度 当初予算	28年度 予算概算要求
高収益型畜産体制構築事業 （畜産クラスター構築支援）	2億円	0.7億円	1.4億円
畜産収益力強化支援事業 （機械リース）	150億円	-	175億円
畜産競争力強化整備事業 （施設整備）	51億円	75億円	175億円
畜産・酪農生産力強化対策事業 （ET(受精卵移植)の活用、 ICT(情報通信技術)の活用による繁殖性向上等）	20億円	-	20億円

資料：農水省資料より全中作成

施設や機械整備の支援にあたっては、生産者や地域の関係者が具体的な将来見通しを共有し、計画的な投資を安定的に行えるような仕組みが不可欠。

【畜産クラスター事業活用にかかる主な要件・課題等のこれまでの整理】

畜産クラスター計画の基準	畜産クラスター事業の課題
○ 畜産クラスター計画に定められた取組みが、以下の全てに該当すること ①収益性向上の効果が定量的に示され、実現性があること ②クラスター協議会構成員の連携・強化による取り組みであり、構成員の役割が定められていること ③取り組みの効果が地域内に広く波及すると見込まれること ④クラスターを含む国庫補助事業の有無にかかわらず収益性向上の取り組みが行われること ⑤中心的な経営体とそれ以外の者との連携が継続的に行われるものであること ⑥整備する施設等の規模に応じて平均飼養頭数規模以上となるよう飼養頭羽数を増加、または生産資材、労働力、資本の引き受け等により規模を拡大するものであること	○ 法人化・・・施設整備事業に参加するためには3年以内に法人化する計画を立てなければならない ⇒ 担い手の大宗（肉用牛97%、酪農94%（H22））は個人経営。基盤の弱体化が進展するなか、大宗を占める中小規模の経営体を支えることが必要 ○ 規模要件・・・地域の平均規模以上への拡大（または規模拡大）が要件 ⇒ 中小規模の経営体が施設整備などに取り組みにくい要件 ○ 機械と施設の一体化・・・機械リース事業と施設整備事業が別個の事業 ⇒ 施設整備はできたが、必要な機械・器具が導入できないなどの事例 ○ 施設の複数年整備・・・単年度事業のため、複数年にわたって計画的に施設整備することができない（毎年度申請し、他の計画と横並びで審査） ⇒ 優先採択するなど運用改善が必要 ○ 施設整備の基準事業費の単価設定・・・補助対象の上限単価が実態と乖離している状況 ⇒ 単価の上限の引き上げなど、実態に即した基準事業費の設定が必要

資料：全中作成

【総合的なTPP関連政策大綱（関連部分抜粋）】

①攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）

○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図る。

（畜産クラスター事業の拡充、これを後押しする草地の大区画化、和牛の生産拡大、生乳供給力の向上、豚の生産能力の向上、畜産物のブランド化等の高付加価値化、自給飼料の一層の生産拡大、畜産農家の既往負債の軽減対策、家畜防疫体制の強化、食肉処理施設・乳業工場の再編等）

＜現状と課題＞

②肉用牛

- 肉用牛繁殖経営の戸数は年々減少し、子取り用めす牛・子牛取引頭数も継続して減少している。肉用子牛取引価格は過去例のない水準まで高騰し、子牛を素畜として購入する肉用牛肥育経営の経営は悪化している。
- 肉用牛肥育経営の戸数についても減少して推移しており、肉用牛のと畜頭数についても減少傾向が継続している。

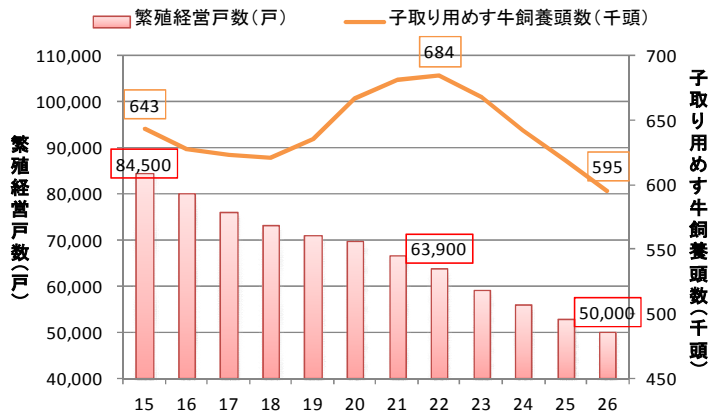
③酪農

- 酪農生産基盤は都府県・北海道とも、縮小傾向が継続している。直近では生産回復の兆しが見えるものの、生乳生産量は減少傾向で推移している。生産基盤の縮小により 26 年度および 27 年度には乳製品の追加輸入が実施されるなど、生乳需給はひっ迫傾向となっている。
- 和子牛価格の高騰により、乳用牛への黒毛和種の交配状況は近年、上昇傾向となっている。また、受胎率や乳牛の供用期間は低下・短縮傾向で推移しており、乳用後継雌牛の確保が課題となっている。
- 規模拡大にともない、一戸あたりの投下労働時間も増加して推移し、高齢化が進展するなか、労働負荷の増大が課題となっている。

④養豚

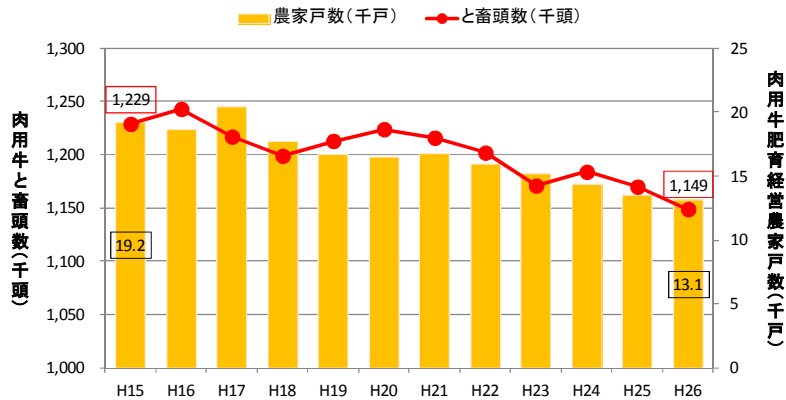
- 混住化や養豚経営の規模拡大にともない、悪臭等の畜産環境対策についても顕在化しているものの、環境問題に対応した施設整備等のための多額の費用負担が課題である。また、生産性向上には優良種豚の導入が有効である。

【繁殖経営戸数・子取り用めす牛の飼養頭数の推移】



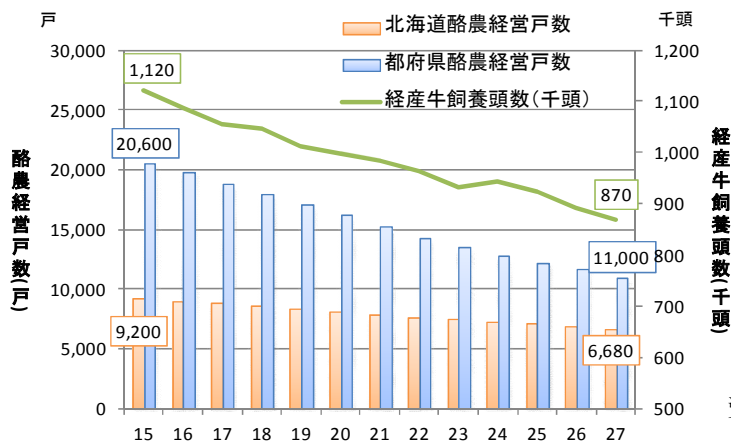
資料：農水省「畜産統計」

【肥育農家戸数・肉用牛と畜頭数の推移】



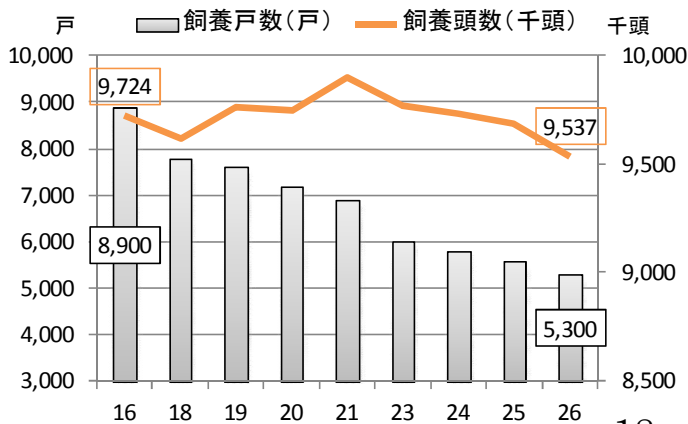
資料：農水省、農畜産業振興機構

【酪農経営戸数・乳牛飼養頭数の推移】



資料：農水省「畜産統計」

【養豚経営戸数、飼養頭数の推移】



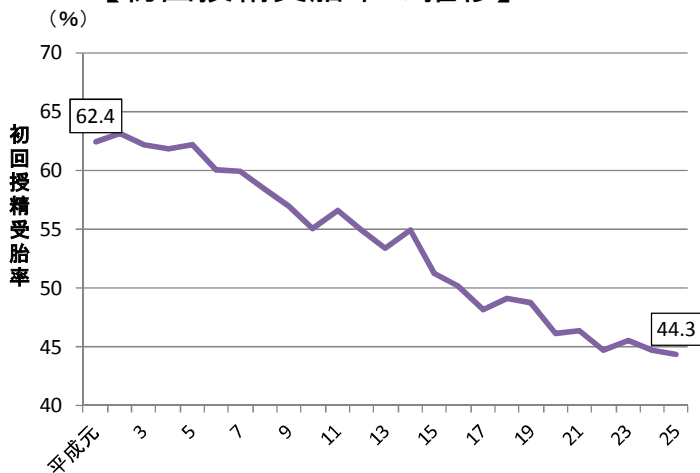
資料：農水省「畜産統計」

＜対応方向＞

- 畜産クラスター関連事業については、施設整備や機械の導入、繁殖性の向上など生産基盤・競争力の強化に資する対策であることから、法人化や規模要件の緩和、機械と施設の一体的な整備、基準事業費の引き上げなど、家族経営を含めた地域の多様な担い手が事業を活用しやすいよう要件緩和を含め事業の拡充が必要である。

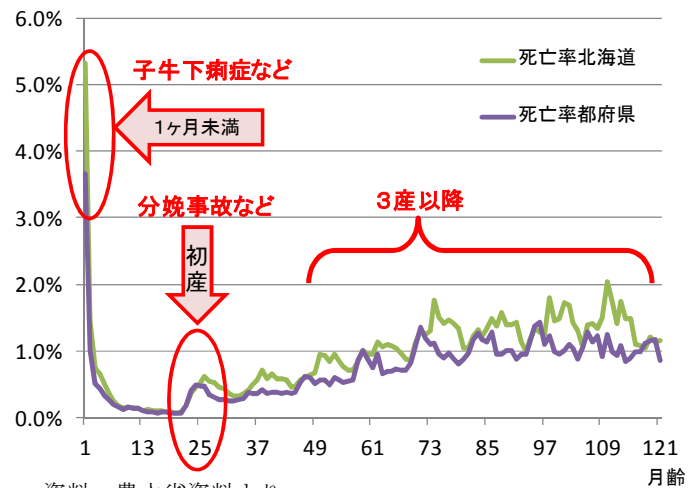
また、投資に向けた円滑な資金調達を可能とするなど、生産者が将来への見通しを持って計画的に投資を行えるような仕組みとすることが必要である。
- 生産基盤の維持・拡大や、経営体質強化を促進する観点から、ICTを活用した繁殖性向上や、計画的な乳用後継雌牛の確保、搾乳牛による和子牛の生産に必要なET受精卵の活用・増産の取り組みを支援するとともに、供用期間の延長や暑熱対策等に取り組む経営体に対して、施設整備や機械の導入、新技術の活用促進などへの必要な支援をする必要がある。また、優良種豚の導入への支援が必要である。
- 増頭や増頭に必要な施設整備、畜産環境に対応する施設整備やキャトルセンター、ヘルパーなどの活用に向けた支援が必要である。
- 搾乳ロボットや哺乳ロボット、自動給餌機など、生産者の労働負担の軽減に資する機械設備・技術の導入を促進する支援が必要である。

【初回授精受胎率の推移】



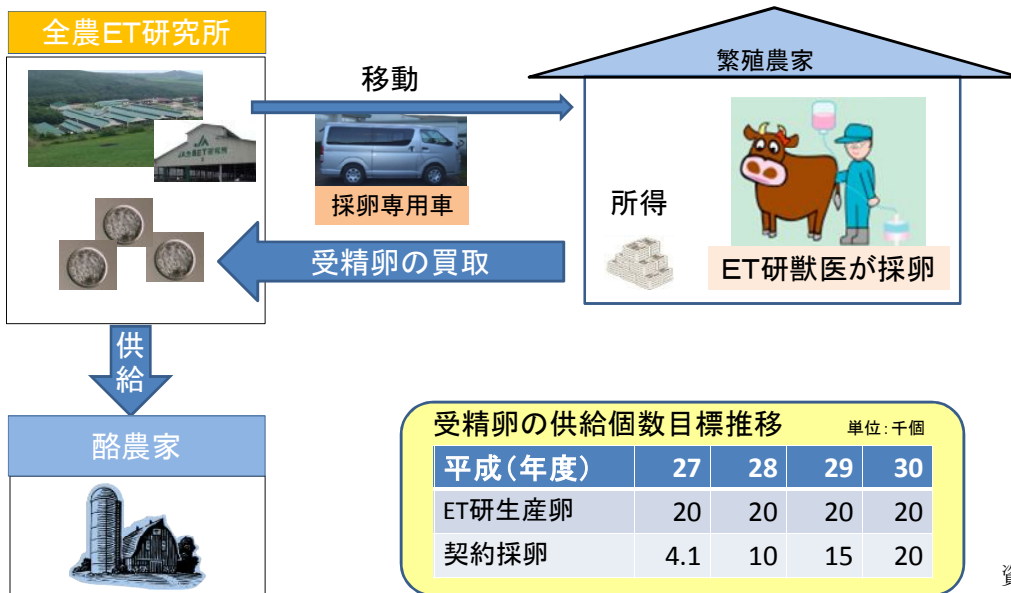
資料：家畜改良事業団調べ

【死亡頭数の月齢分布（乳雌牛）】



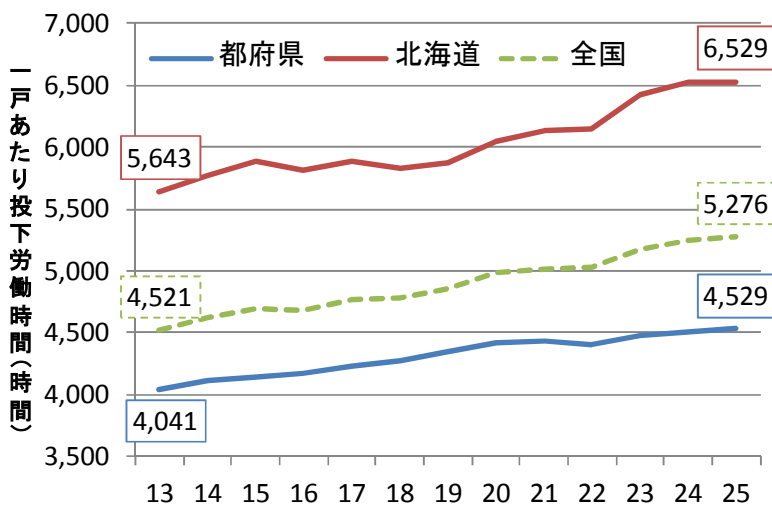
資料：農水省資料より

【ETの増産に向けた取り組み（イメージ）】



資料：全農

【酪農経営一戸あたり投下労働時間推移】



資料：農水省「畜産生産費統計」

(2) 飼料対策

- 国内生産が可能な自給飼料について増産をはかり、畜産・酪農経営の安定をはかるため、コントラクターやTMRセンターの活用、地域実態に応じた国産飼料の増産、地域間のマッチング、飼料用米の利用・保管にかかる体制整備など、国産飼料の活用拡大に向けた取り組みへの支援を講じること。

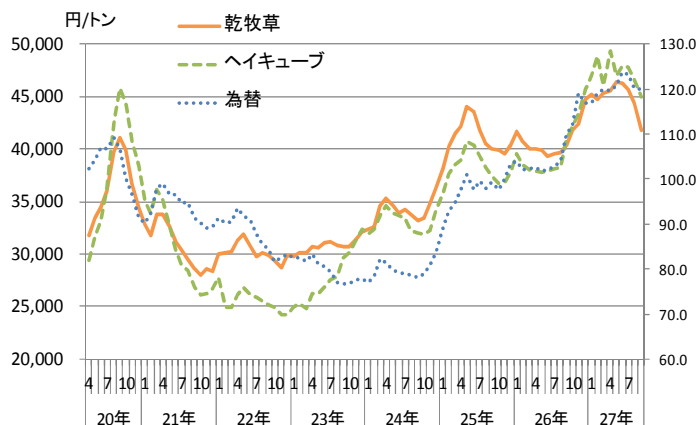
<現状と課題>

- 為替の変動等により配合飼料の輸入原料価格は高水準で推移しており、配合飼料価格についても24年度以降、高止まりで推移している。輸入粗飼料価格についても直近では上昇傾向で推移している。
- 畜産・酪農経営において、生産コストに占める飼料コストは約5割～7割と大部分を占めており、飼料価格の高止まりは収益性を悪化させる一因となっている。
- 飼料自給率は約26%前後と横ばいで推移している。飼料用米・稲WC Sの作付面積は増加しているものの、牧草など飼料作物の作付面積は横ばいで推移しており、草地更新率は約3%と低い水準で推移している。食品残さを利用したエコフィードの活用は増加傾向で推移している。
- TPPの大筋合意により、国際的な競争力向上の必要性が一層高まることが想定され、自給飼料の活用による収益力の向上が課題となっている。

<対応方向>

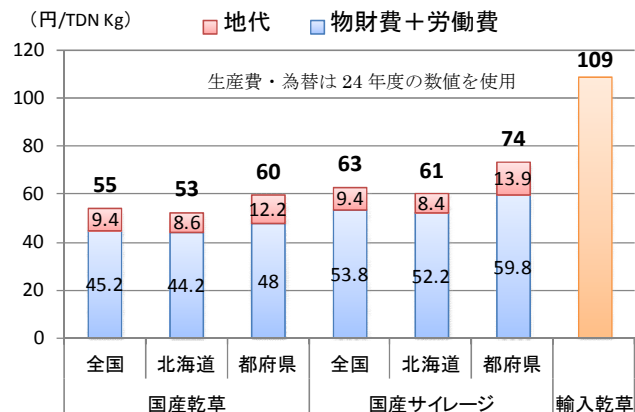
- 飼料コストを低減し、収益力の向上をはかるため、持続的かつ安定的に国産飼料を活用できるよう、増産・活用拡大をはかるための取り組みの促進が必要である。
- コントラクターやTMRセンターの施設・機械整備、飼料用米など国産飼料のマッチング支援や耕畜連携の取り組みの促進、広域流通拠点の整備、放牧にかかる電気牧柵等の整備、飼料用米の活用にかかる施設整備、未利用資源の活用への支援など、総合的に国産飼料を増産・活用するための支援が必要である。

【輸入粗飼料価格の推移】



資料：農畜産業振興機構より全中作成

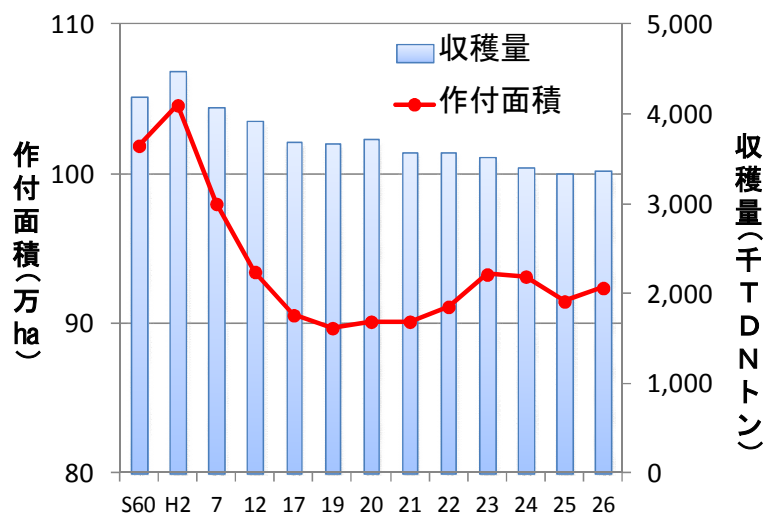
【自給飼料生産コストと輸入粗飼料価格】



資料：農水省

自給飼料の生産コストは輸入飼料の購入価格よりも安価。しかし、飼料自給率は近年伸び悩んでおり、特に都府県では粗飼料の自給率が37%と輸入への依存率が高い状況。

【全国の飼料作物作付面積および収穫量】



資料：農水省

【コントラクター、TMRセンター数】

コントラクター数			
	H15	H20	H25
組織数	317	522	581

TMRセンター数			
	H15	H20	H25
箇所数	32	85	110
(うち北海道)	(7)	(35)	(51)

資料：農水省

【飼料用米・稲WCSの作付面積の推移】

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
飼料用米	104	292	1,611	4,129	14,883	33,955	34,525	21,802	33,881	79,766
稲WCS	5,182	6,339	9,089	10,203	15,939	23,086	25,672	26,600	30,929	38,226

資料：H19までは畜産振興課調べ。H20以降は新規需要米の取り組み計画認定面積。

単位：ha

(2) 飼料対策

- 飼料穀物の輸送コストの削減により、配合飼料価格の低減に資するため、国際規格のバルク流通にむけた港湾整備などのインフラ整備への支援を講じること。

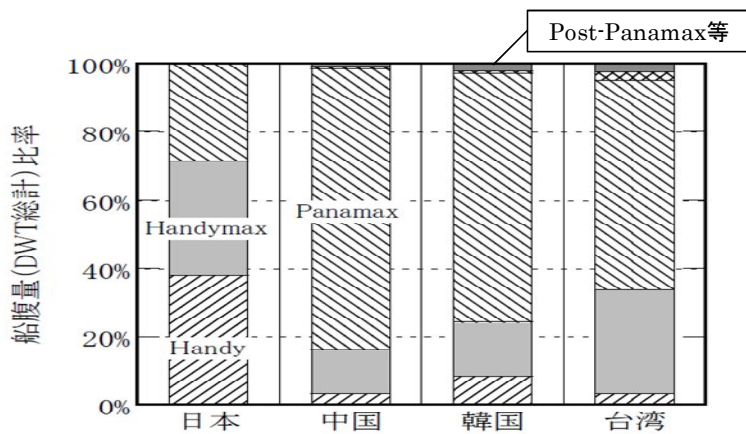
<現状と課題>

- 配合飼料価格が高止まりするなか、パナマックスなどの大型船の活用による配合飼料原料飼料穀物の輸送コストの削減が求められている。
- 大型船の活用にあたっては、港湾の整備が必要であり、23年に国交省は「国際バルク戦略港湾」として5港（釧路、鹿島、志布志、名古屋、水島）を選出している。このうち、釧路港については26年度から整備が開始されているが、4港については、整備時期は未定となっている。
- TPPの大筋合意により、国際的な競争力向上の必要性が一層高まっており、飼料コストをはじめとした生産コストの低減が課題となっている。

<対応方向>

- 大型船の活用により飼料穀物の輸送コストを低減し、配合飼料価格の低減に資するものとするため、国際規格のバルク流通に向けた港湾整備を進めるための支援が必要である。

【穀物輸送船の船型別船腹量(H19年)】



資料：国土技術政策総合研究所資料No. 560

【船型別積載可能量】

船型	積載可能量
ハンディ船	約2～4万トン
ハンディマックス船	約4～6万トン
パナマックス船	約6～7万トン
ポストパナマックス船	約10万トン

資料：全中作成

【国際バルク戦略港湾(穀物)の概要】



資料：全中作成

5. 畜産・酪農経営の収益性向上に資する環境整備等

(1) 生乳入札取引

- 生乳入札取引については、生産者や乳業者、牛乳乳製品の安定供給に与える影響が懸念されることから、慎重な検証を行うこと。
また、入札取引の試行的な実施に際し、需給状況の変化等による取引価格の下落が酪農経営に影響を与えないよう、需給調整対策を含めた万全の対策を講じること。

<現状と課題>

- 本年7月に自民党「生乳流通・取引体制等検討ワーキングチーム」において『今後の生乳流通・取引体制等のあり方について』が取りまとめられ、政府・酪農関係団体等に対し、酪農家の所得を向上させる観点から、生乳流通・取引体制のあり方を検討する旨の提言が行われた。
- 自民党の提言をふまえ、農水省は「生乳取引のあり方等検討会」を設置し、生乳取引に関する事項について5回にわたり協議・検討をすすめ、10月16日に同検討会による報告書『今後の生乳取引のあり方について』を取りまとめた。
- 生乳取引のあり方等検討会の取りまとめでは、生乳取引において試行的に入札制度を導入することとしており、平成28年度より、乳製品用向け生乳については用途無指定で、飲用向け生乳については特色ある生乳に限定した入札が実施されることとなっている。

<対応方向>

- 生乳入札取引については、需給動向を反映した価格形成や客観性の確保が可能とされているが、需給状況の変化や不需要期における余乳発生等により、販売リスクが生産者サイドに偏在することや牛乳乳製品需給の安定に悪影響を与えることが懸念されることから、試行実施にあたっては慎重な検証が必要である。
- 入札取引の試行的な実施にあたっては、需給状況の変化等による価格下落などの影響に万全を期すため、需給調整対策の拡充等を措置することが必要である。

【今後の生乳取引のあり方について（概要）】

1 乳価改定が適切に行われるための交渉期限の設定等

- 年度ごとに価格を改定することとし、製品価格への転嫁に要する期間を踏まえ、毎年度 12 月末までに価格改定等を決着させることを基本とする。

2 直近の生産資材等の統計データの提供方法

- 農林水産省の牛乳生産費統計（都府県分）のデータの公表時期を年内に前倒しする。
- 農林水産省の保有する生産資材等の価格に関する統計データを迅速に関係者に提供する。

3 乳価交渉の結果等の生産者への周知方法等

- 乳価交渉終了後、妥結額に加え、要求内容や妥結額の根拠等の情報も生産者に提供する。
- 指定団体は、生産者部会等の場で直接生産者に交渉結果を説明するなどにより、生産者に適切に情報が届くよう丁寧な説明に努める。

4 生乳の有利販売の拡大

- 乳業者は、指定団体等と連携しつつ、消費者ニーズを踏まえた「特色ある牛乳乳製品」の製造販売の取り組みを進めるため、「特色ある生乳」のプレミアム取引を一層拡大する。

その際、特に優れた品質を有する生乳や特色ある取り組みによって生産された生乳についても「特色ある生乳」の対象とする。

5 入札制度の導入に向けた具体的対応

- 指定団体は、入札取引を平成 28 年度から試行的に実施する。

(1) 乳製品向け生乳

乳製品向け生乳（用途無指定）を対象に、指定団体、乳業者と協議の上、需給状況等を勘案した可能な数量で実施。

(2) 飲用向け生乳

プレミアム取引を前提に、生産者や生産者集団が主体的に販売を行うことを希望する「特色ある生乳」を対象に、生産者や生産者集団が希望する数量を実施。

資料：生乳取引のあり方等検討会

【相対取引および入札取引の特徴】

相対取引	・生産者にとって、需給状況の変化への対応や不需要期における価格等の安定確保が可能 ・需給状況のみならず、生産コストに配慮した乳価形成が可能 ・乳業者にとって、生乳の安定的な確保が可能 ・市場経済における客観的評価が難しい
入札取引	・生産者にとって、需給状況の変化や不需要期における余乳発生により価格の極端な低下や販売不可能乳発生などのおそれ ・生産コストに配慮した乳価形成が困難 ・乳業者にとって、生乳の確保が不安定となるおそれ ・需給動向をより直接的に反映し、客観性の確保が可能

資料：生乳取引のあり方等検討会

（２）関連施設の再編・家畜衛生対策等

- 生乳の取引において、量販店のバイイングパワーが増すなかで、適正な乳価ならびに、衛生管理の高度化や生乳需給の構造変化をふまえた生乳処理体制を実現するため、乳業工場の計画的な再編の促進への支援を講じること。また、集送乳車の大型化、クーラーステーションの再編などへの支援を講じること。

＜現状と課題＞

- 酪農経営の所得増大をはかるため、適正な乳価の実現と集送乳コストの徹底した削減が課題となっている。
- 乳業メーカーと量販店の取引価格の決定に関しては、量販店のバイイングパワーが大きく、容易に価格転嫁がはかれない実態にある。中小乳業の再編・合理化により、乳業の体質強化をはかるとともに、衛生管理の高度化をはかることが必要である。

＜対応方向＞

- 適正な乳価の実現や、衛生管理の高度化をはかるため、乳業工場の計画的な再編を進め、乳業メーカーの体質強化を促進することが必要である。
- 錯綜した集送乳路線の解消や集乳車の大型化、クーラーステーションの再編・合理化など物流コストを低減するための支援が必要である。

【乳業工場の再編・合理化にかかる目標（酪肉近基本方針より抜粋）】

牛乳・乳製品工場数の目標（1日あたり生乳処理量2トン以上の工場）

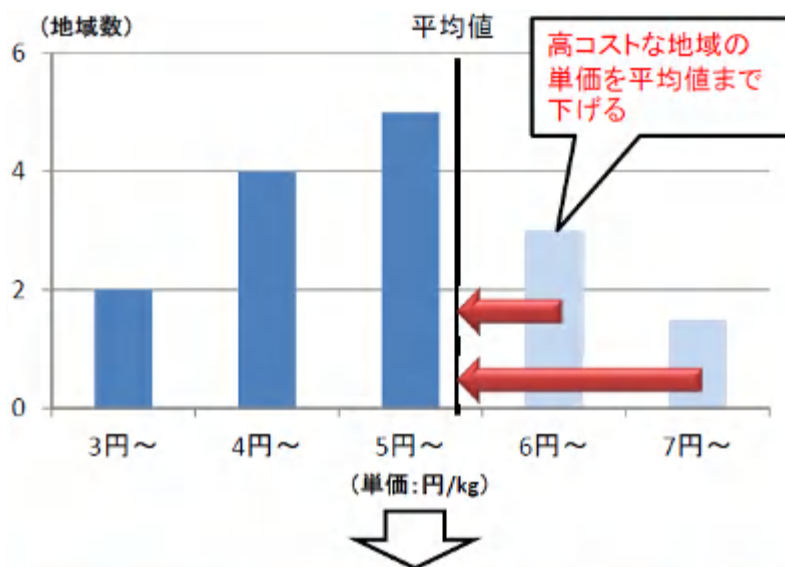
区分	現状（平成25年度）	目標（平成37年度）
乳製品工場数	44	現状の8～9割程度
飲用牛乳工場数	209	現状の8割程度
全体工場数	253	現状の8割程度

HACCP対応工場割合数の目標

区分	現状（平成25年度）	目標（平成37年度）
脱脂粉乳を製造する乳業工場	67%	9割以上
飲用牛乳工場	70%	

資料：農水省

【集送乳経費の分布】



H37年度の集送乳等経費の目標値：現状の9割程度

資料：農水省

酪肉近において集送乳経費の削減目標が設定

（２）関連施設の再編・家畜衛生対策等

- 国内外における国産畜産物の安全確保や消費者の信頼確保、輸出拡大をはかるため、原発事故による風評被害を含め各国の輸入規制や非関税障壁の撤廃・緩和に向けた戦略的な働きかけをすすめ、水際対策など家畜防疫対策を徹底するとともに食肉センターの整備への支援を講じること。

＜現状と課題＞

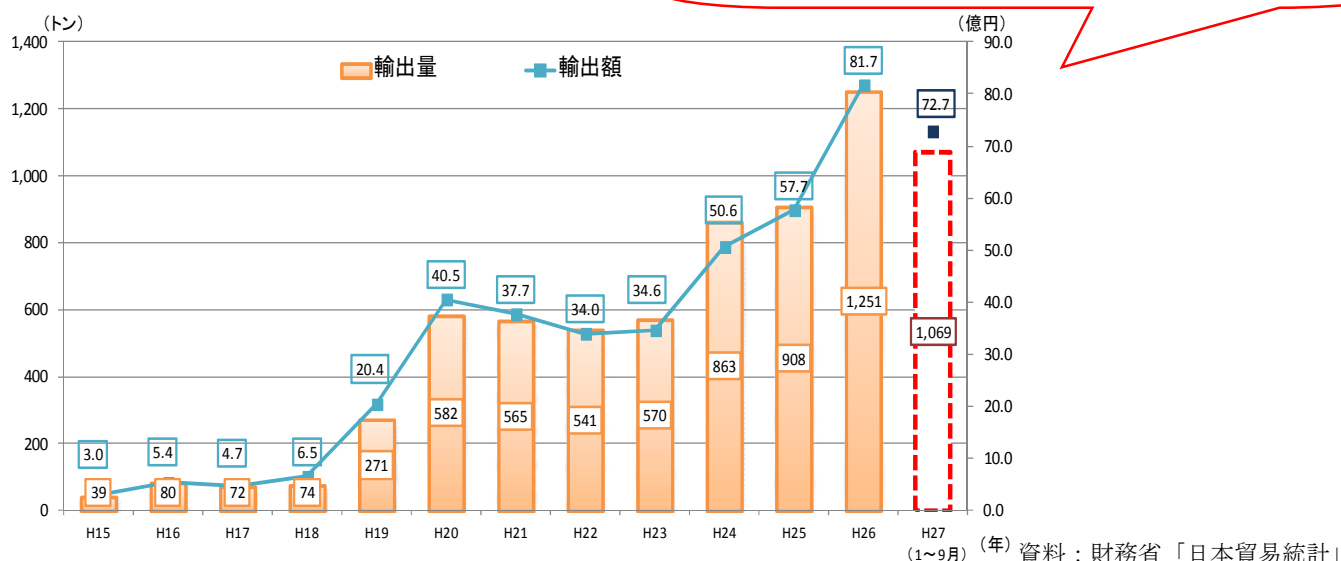
- 牛肉の輸出については、直近では増加して推移しており、平成２６年には輸出量・輸出金額とも過去最高を更新した。
- 牛肉等のさらなる輸出拡大に向け、各国との協議で定められた高度な衛生条件やイスラム圏への輸出にはハラール認証が求められ、食肉センターの整備が必要となるが、整備には多額の投資が必要となることが課題となっている。
- 法定伝染病である口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザは、近隣アジア諸国で断続的に発生しており、人や物を介したわが国への侵入リスクは極めて高い状況となっている。

＜対応方向＞

- 国産畜産物の輸出拡大に向け、輸入解禁に向けた協議の継続・加速化をすすめるとともに、輸出に対応できる衛生条件等を備えた食肉センターの整備が必要である。
- 法定伝染病の海外からの侵入を防ぐための水際対策の徹底や、伝染病発生時の迅速な対応など、国・地方自治体による防疫体制の徹底が必要である。

【牛肉の輸出量および金額】

26年は輸出量・金額とも前年比約40%の増加。
27年も前年同月比で約30%の増加。

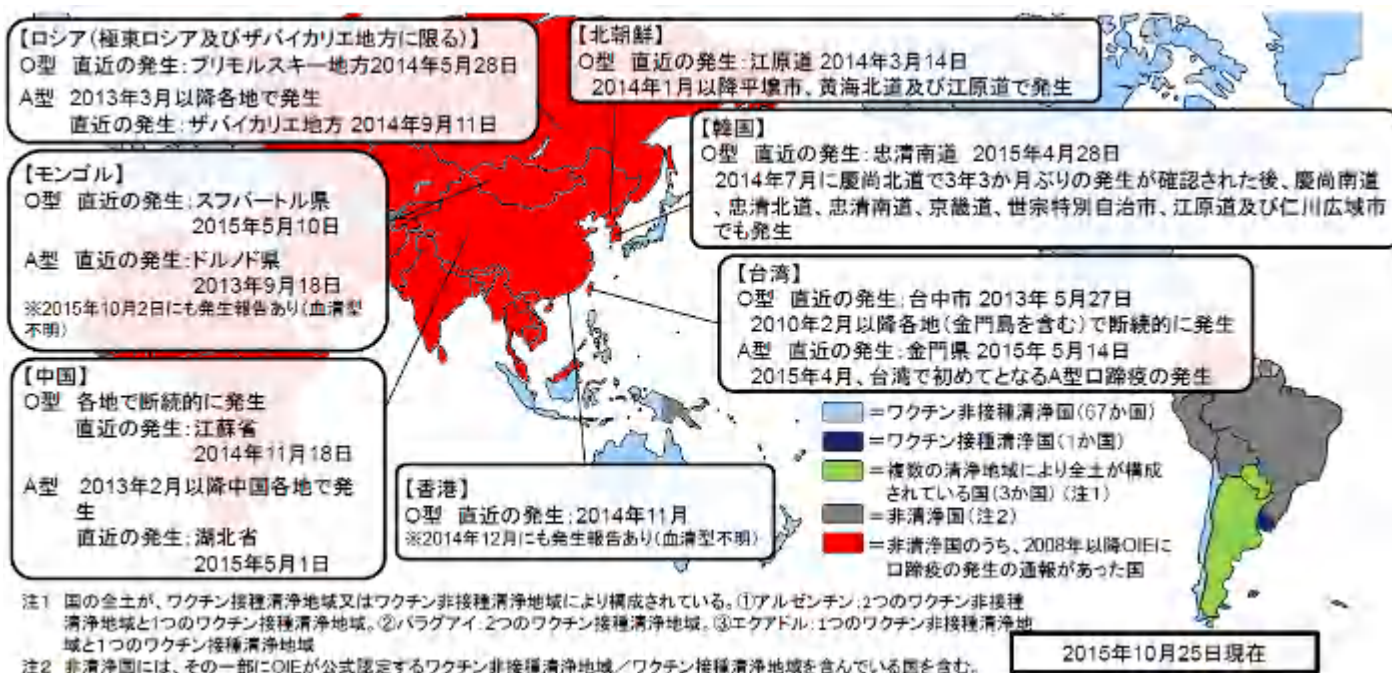


【輸出国・地域別の輸出牛肉取扱施設認定状況（平成27年11月27日現在）】

	米国	EU	カナダ	メキシコ	香港	UAE	シンガポール	マカオ	タイ	ベトナム	ロシア	インドネシア
施設数	10	4	8	7	10	2	10	61	56	57	2	2

資料：厚労省資料より全中作成

【近隣アジア諸国における口蹄疫の発生状況】



資料：農水省

(3) 表示制度、ブランド化、商品開発関係

- 国産農畜産物の消費拡大と付加価値向上をはかるため、原料原産地表示の外食・インスタ加工への適用や加工食品における対象拡大など、消費者の選択に資する分かりやすい表示制度を構築すること。
- 地域の特色ある飼料資源の活用や品種の育成によるブランド化への支援や国産畜産物を使用した商品開発への支援など、国産需要を創出する取り組みへの支援を講じること。

<現状と課題>

- J A S 法に基づく現行の加工食品の原料原産地表示要件は、原料の原産地が加工食品の品質に明らかな差異を反映する品目に限られるなど、限定的となっている。
- 25年6月に成立した食品表示法の附帯決議において、加工食品における原料原産地表示の義務付けの拡大に向けた検討に着手することが明記された。
- 27年4月には栄養成分表示の原則義務化など現行ルールの変更が行われ、懸案であった食品表示法及び食品表示基準が施行されたことから、今後、加工食品の原料原産地表示のあり方について本格的な検討が開始される模様である。
- T P P の大筋合意により、畜産物の輸入増加が想定されるなか、国産品と輸入品の差別化や消費者にとってわかりやすい表示が課題となっている。
- 畜産物の輸入増加が想定されるなかで、国内の畜産・酪農家の再生産を確保するためには、国産需要の維持・拡大が課題となっている。
- 『総合的なT P P 関連政策大綱』においては、原料原産地表示や畜産物のブランド化等による高付加価値化を検討・推進していくこととしている。

<対応方向>

- 消費者の選択に資する原料原産地表示制度の確立や、地域の特色ある飼料資源の活用や品種の育成による国産畜産物のブランド化への支援、国産畜産物を使用した商品開発への支援など、国産需要の創出に資する制度・支援が必要である。

【現行の原料原産地表示の要件】

JAS法に基づく加工食品の原料原産地表示の要件

- ① 原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品として品質に大きく反映されると一般的に認識されている品目のうち、
- ② 製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品



原産地による差異が明らかな原料食品は少なく、重量も事業者の裁量で調整できるため、輸入品と国産を区別して表示しなければならない加工食品は非常に限定的

資料：全中作成

< 現行制度下における課題となる具体的な事例 >

- 海外で下処理（一次加工）した豚肉を輸入し、国内で加工されたハム・ソーセージの原産国は日本となり、原料原産地について表示義務はない。
- 一次加工した焼き鳥（鶏肉を串に刺して素焼きにただけ）（半製品）が冷凍で輸入され、国内で味付け調理・加工した場合、原産国、原料原産地とも表示義務はない。

【飼料用米を活用した畜産物の高付加価値化に向けた取り組み】



資料：農水省